

議案第70号

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例を別紙のように制定する。

平成24年10月9日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

平成24年9月19日付けで条例制定請求代表者平林聖他6人から、地方自治法第74条第1項の規定により小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例の制定の請求があったので、同条第3項の規定により別紙のとおり意見を付して付議するものであります。

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「14,500円」を「13,500円」に、「9,600円」を「6,000円」に改め、同条第4項中「3,700円」を「4,000円」に改める。

第8条の3第1項第4号を削り、同条第2項中「13,300円」を「8,500円」に改める。

第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、100分の125、12月に支給する場合には、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

第17条第3項中「3月に支給する場合には、100分の20」とあるのは「3月に支給する場合には、100分の10」と、「6月」を「6月」に、「100分の130」を「100分の150」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第17条の2第2項中「規則に定める割合」を「基準日以前6か月以内の期間における勤務した日数を、勤務の性質によつて定められた勤務すべき日数で除して得た割合」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成25年3月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

付則第3項を次のように改める。

（住居手当に関する経過措置）

- 3 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「13,300円」とあるのは、施行日から平成25年3月31日までの間は「16,300円」とする。

（小金井市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職手当の基本額と調整額の合計は、2,800万円を支給上限額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年1月1日から、第3条の規定は同年3月31日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行後速やかに、勤勉手当の支給基準について検討し、勤務日数のみならず、勤務成績を反映させるべく、具体的方策を講ずるものとする。

別紙

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例案に対する意見

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例案（以下「本条例案」という。）には反対である。

理由は、以下のとおりである。

第1 給与条例等について

職員の各種手当を含む給与等（以下「給与等」という。）は、給与条例主義（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項、同法第204条の2、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、同法第25条第1項等）の下、財政の民主的コントロールを受けるが、一方で、勤務条件として当局と職員団体との間で交渉の対象となるものである（地方公務員法第55条）。

本市においても、職員の給与等に係る条例（以下「給与条例等」という。）の改正に当たり、最終的には議会の議決を経るという財政の民主的コントロールの下、職員団体との交渉を尊重しながら、職員の給与等を決定してきたところである。

したがって、現行給与条例等を、職員団体に提案せずに改正するには、合理的な理由が必要であると考えます。

第2 本市の職員の給与等について

本市の職員の給与等に関する現状は、以下のとおりである。

1 人件費比率について

本市の行財政改革のメルクマールである人件費比率は、平成23年度においては、分母となる歳出総額の増という要因はあるが、本市の決算史上最も改善が進み16.9%と、平成22年度多摩26市平均16.7%と同程度となり、分子となる人件費約70億円は、前年度から約5億円の減、ピーク時の平成7年度（104億円）からは約34億円の減となっている（資料1）。

この人件費比率は、かつて、昭和51年度に45.2%となった後、7年連続を含む計8回の全国ワースト1位を記録し、本市は、増大した人件費の是正に苦

しんできたところである。

このような状況を打開するべく、給料及び各種手当の抑制、民間委託による職員の削減等、市政の最重要課題の一つとして懸命な努力を続けており、本市の人員費比率は、一定の改善が進んでいる。

2 給料表について

平成17年に、人事院は、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換を図る必要性から、平成18年度から平成22年度までの5年間をかけて給与制度全般にわたる構造的見直しを行うよう勧告している。

これを受けて、本市においても、平成22年4月に、給料表の水準を2.3%引き下げ、平成23年4月に、本市の独自給料表から東京都の給料表を基準とする職務・職責に応じた給料表（以下「都表」という。）に切替えを行っている。

平成24年4月1日現在、導入手法の差異はあるものの、多摩26市中、21市が都表に切替えを行っていることから（資料2）、本市の給料表は、適切な水準への改善を図ったものといえ、また、多摩26市のほとんどが、この都表へ移行していることから、当然のことながら各市における給料表に著しい差異が表れない現状となっている。

3 職員の平均給料月額及び平均給与月額（国ベース）について

平成23年4月1日現在、本市の職員の平均給料月額は、308,400円であり、多摩26市の中で2番目に低い額である。これは、職員の平均年齢が多摩26市の中で最も低いという状況もあるが、平均給与月額（国ベース）についても374,917円と、多摩26市の中で3番目に低い額となっている（資料3）。

上記平均給与月額（国ベース）は、平均給料月額に、本条例案にて指摘されている扶養手当、地域手当、住居手当と、管理職手当を含めた額であり、その平均給与月額（国ベース）と平均給料月額が、多摩26市の中で下位に位置していることからすれば、本市における扶養手当、地域手当、住居手当の総額が、多摩26市の中で突出するものではないことが明らかである。

以上のとおり、多摩26市における職員の給料表に著しい差異が表れない現状ではあるものの、本市の職員の給与等は、多摩26市の中でも下位に位置するこ

とが明らかであり、また、本市の人件費比率は、多摩26市を見渡しても一定の改善が進んでいる状況にあるものと判断される。

第3 本条例案の各条項等についての意見

本条例案の制定を請求する請求者の「請求の要旨」（議案第70号資料2参照）及び本条例案の各条項について、それぞれ意見を述べる。

1 退職手当が、2年連続の引上げで3,000万円を超える例が続出していることから、民間の実態に近づけるため支給上限額を設定し、その適正化を図ることについて（請求の要旨(1)及び本条例案第3条について）

(1) 本市の退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間に応じて区分される割合を乗じて得た額の合計額と規定されている（小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号。以下「退職手当条例」という。）第2条、第4条及び第5条）。そして、この合計額にかかわらず、普通退職の場合は給料月額に50を乗じて得た額を、定年退職の場合は給料月額に59.2を乗じて得た額を超えてはならないとされ、退職手当の基本額に係る支給上限は、既に規定されており、東京都も同様に支給上限を設定している（資料4）。

多摩26市を見れば、普通退職については、本市を含む13市が給料月額に50を、残りの13市が給料月額に59.2以上を乗じるとする支給上限を設定し、定年退職については、給料月額に59.28を乗じることとしている2市を除き、本市を含む24市が給料月額に59.2を乗じるとする支給上限を設定している（資料4）。

(2) 請求者が、退職手当を引き上げたと主張する部分は、退職手当の調整額（退職手当条例第5条の3）をいうところ、この点について検討する。

国は、民間企業における退職金制度の見直し（年功重視型から貢献度重視型へ）を受けて、平成18年度に、国家公務員の退職手当について、在職期間中の貢献度をよりの確に反映できる制度への見直しを図ったところ、地方公務員の退職手当についても同様の見直しが進められており、平成24年4月1日現在、東京都を始め、多摩26市においても既に本市を含む22市において、貢

献度重視型への見直しが必要であるとの認識から、この退職手当の調整額の導入が進み、本市を含む18市において退職手当の調整額に係る単価が1,000円となっている(資料4)。

この退職手当の調整額の導入は、本市の独自給料表時に給料表の水準を2.3%引き下げ、その後に都表の導入を行い、退職手当の全体的な水準を引き下げた上で措置したものである。本市における定年退職者の退職手当平均額は、平成16年度以降、3,000万円を下回り、平成23年度は2,693万円にまで低下しているところ、退職手当の調整額の導入によって、一律に退職手当額が引き上げられたという事実は存在しない(資料5)。

さらに、請求者は、「3,000万円を超える職員が続出している」とするが、平成23年度において、退職手当が3,000万円を超えた者は、定年退職者31人のうち、長年、市政に貢献してきた4人の管理職者である(資料6)。これは、貢献度重視型の退職手当制度を導入した結果であって、あたかも理由なく3,000万円を超える例が「続出している」かのような事実は存在しない。

(3) 以上のとおり、本市の退職手当制度は、東京都及び多摩の各市と同様に支給上限が既に規定されており、退職手当額自体も著しく高額であるといえるものではなく、また、3,000万円を超える職員が存在する理由も、国及び東京都等においても進められている貢献度重視型の退職手当制度を導入したことによるものである。

2 住居手当が、国からの要請を無視して、住宅ローンの支払いが終わった「持ち家」にまで支給されていることから、「持ち家」への支給を全廃し、また、東京都内の自治体であるにもかかわらず、東京都職員の支給限度額を大きく上回っていることから、支給限度額を東京都と同額にまで引き下げるとすることについて(請求の要旨(2)並びに本条例案第1条及び第2条について)

(1) 人事院は、持家に係る住居手当について、主に持家の維持管理費用を補てんするとの趣旨が定着せず、措置しておく必要性が認められないとして、平成21年に廃止を勧告し、国においては、現在、借家に係る住居手当のみ支給されている。

国における住居手当は、一義的には公務員宿舎に入居している職員とそうで

ない職員との均衡を基礎として考えられており、現在の支給上限額は27,000円となっているが(資料7)、一方で、本市は、国と異なり公務員宿舎はなく、また、支給上限額も異なるところである。

このように、本市と国における住居手当に係る事情は、公務員宿舎の有無及び支給上限額について全く異なることから、持家に係る住居手当の支給のみを取り上げて、本市と国との比較を論じることはできない。

そもそも、住居手当は、昭和45年8月の人事院勧告に基づき創設されたもので、大都市を中心とした住宅難及び土地、建築費等の著しい高騰を反映して、職員の負担する家賃等の高額化に対処し、その生計費の圧迫を緩和するために導入された手当であり、扶養手当と同様、生活給的性格を有している。

したがって、本市が、持家の有無にかかわらず、住居に係る費用として手当を支給することには一定の合理性があると考えられる。

(2) 平成24年4月1日現在、本市の住居手当の支給上限額は16,300円であり、東京都の住居手当の支給上限額は8,500円であるところ、その額のみを取り上げて比較すれば、確かに本市の住居手当は高額ではないかということとなる(資料7)。

しかしながら、本市職員の平均給与月額(国ベース)は374,917円であり、東京都のそれが420,141円であるところ(資料8)、住居手当は、生活給的性格を有しているものであり、給料と一体となるものと考えべきものであることからすれば、たとえ本市の住居手当の支給上限額が東京都のそれを上回ることになるとしても、生活給としての給与等全体は東京都を下回るころであり、また、東京都においても公務員宿舎を有しており住居手当に係る事情は異なることから、単に住居手当の額のみを取り上げて、本市の住居手当が高額であるとするのは適切ではない。さらに、前述したとおり、本市職員の平均給与月額(国ベース)は多摩26市の中で3番目に低い額であり、本市の生活給としての給与等全体が下位に位置することからも、本市の住居手当が高額であるとまではいえない。

なお、多摩26市に目を向けると、19,500円の住居手当を支給している市もあるが、総じて、本市の住居手当よりも低い額であることから(資料7)、本市は、職員団体との交渉を経て、平成24年第1回定例会において、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)を改正

し、住居手当を平成27年度までに13,300円まで段階的に引き下げることとしている。

- (3) 以上のとおり、住居手当は生活給的性格を有しており、持家の有無にかかわらず支給することに一定の合理性があると考えられ、また、住居手当を含む給与等全体の状況から本市の住居手当が高額であるとまではいえないし、さらには、現行給与条例において、既に段階的に引き下げることが決まっている。

- 3 扶養手当が、東京都内の自治体であるにもかかわらず、東京都職員の支給基準を上回っていることから、支給基準を東京都と同じ水準まで引き下げるとすることについて（請求の要旨(3)及び本条例案第1条について）

扶養手当も、扶養親族のある職員の生計費を補給しようとする生活給的性格を有しているものであり、給料と一体となるものと考えられるべきものである。

平成24年4月1日現在、本市の扶養手当は、配偶者については14,500円、配偶者以外については9,600円であり、東京都のそれは、それぞれ13,500円、6,000円であるところ、その額のみを取り上げて比較すれば、住居手当と同様に、本市の扶養手当は東京都に比して高いということとなる（資料9）。

しかしながら、たとえ本市の扶養手当額が東京都のそれを上回ることにしても、前述したとおり、本市における生活給としての給与等全体は、東京都を下回り、かつ、多摩26市の下位に位置することから、単に扶養手当の額のみを取り上げて、本市の扶養手当が高額であるとするのは適切ではない。

また、多摩26市に目を向けると、配偶者については15,000円から13,000円、配偶者以外については9,900円から6,000円の幅で支給していることからすれば、本市の扶養手当が高額であるとまではいえない（資料9）。

- 4 地域手当が、国基準である10%を超過して支給されており、平成22年度及び同23年度は特別地方交付税の減額という「罰金」が科され、本年度も科される見込みであることから、速やかに国基準に合致する水準にまで引き下げるとすることについて（請求の要旨(4)及び本条例案第2条について）

地域手当は、勤務条件として当局と職員団体との間で交渉の対象となるものであるところ、本市においては、給料表を年功序列型賃金体系から職務給与型賃金体系へ移行する際に、地域手当（旧調整手当）についても東京都に準じて支給割合を12%（当時の水準）とすることについて職員団体との交渉を経て、平成18年第4回定例会において、平成19年4月から11.4%、平成20年4月から11.7%、平成21年4月から12%とする経過措置を設けた上で、給与条例を改正している。

また、大都市圏については、住民の相当割合が地域の中核的な大都市に通勤することにより、一定の雇用圏、生活圏等を形成しており、本市及び本市と接する7市は、中核的な大都市である区部に通勤する者が多く存在することにより、同一の雇用圏、生活圏を形成しているものと解され、これらの団体の地域手当を見ると、平成24年4月1日現在、東京都は都内（島しょ地域を除く。）の勤務地であれば一律に18%を支給しているし、本市と接する7市は、12%から15%までを支給している（国基準が10%のところ、15%を支給している団体も存在する。）（資料10）。

このように、本市が地域手当の支給割合を当時12%としたことは、職員の採用確保の必要性を勘案し、同一の雇用圏、生活圏を形成する地方公共団体の職員の待遇等の諸事情をも考慮した上で定めたものである。現在は、職員団体との交渉を経て、平成24年第1回定例会において、給与条例を改正し、11%の地域手当を支給しているところ、既に数か月先の平成25年4月1日からは、国基準どおりの10%への引下げが決まっている。

- 5 期末手当が、年に3回支給されていることから、民間の実態に近づけるため支給回数を削減して年に2回とし、適正化を図るとすることについて（請求の要旨(5)及び本条例案第1条について）

平成24年4月1日現在、東京都及び本市を含む多摩26市全てにおいて、期末手当及び勤勉手当に係る年間支給月数の合計は、3.95か月である。それを各市の判断において、2回又は3回に分けて支給することとしており、本市は3回に分けて支給することとしているに過ぎない（資料11）。

- 6 勤勉手当が、勤務すべき日に勤務しない日数に対して減額措置が不十分であることから、減額措置を厳格化し、また、現在は勤務日数にのみ基づいて支給率が決まっているが、勤務成績（業務目標に対する達成度等）に基づいて支給率を定めるべきであることから、それに必要な措置を講じることが市長に求めるとすることについて（請求の要旨(6)並びに本条例案第1条及び付則について）

勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給するものであり（給与条例第17条の2第1項）、本市の現行制度では、期間中における勤務に服した日に応じた支給割合によって支給するものと規定しており（小金井市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和59年規則第42号）第3条及び第4条）、一定の減額措置は講じられている。

現在、本市においては、人事考課制度の導入の初期段階であり、まずは、客観的で本人や職場が納得できるより信頼性の高い人事考課制度を構築していくことが不可欠であると考えます。今後、勤勉手当への反映に向けて、考課の精度を高めるとともに人事考課制度の定着を図り、減額措置も含めた勤勉手当の在り方について、他市の状況も踏まえて検証していきたい。

第4 結語

以上のとおり、本市は、かつての高額な人件費の是正をするべく懸命に努力を重ね、ようやく人件費比率にその効果が反映されてきたところであり、また、職員の給与等は適正な水準にあるといえ、各種手当についても総じて著しく高額であるものではない。

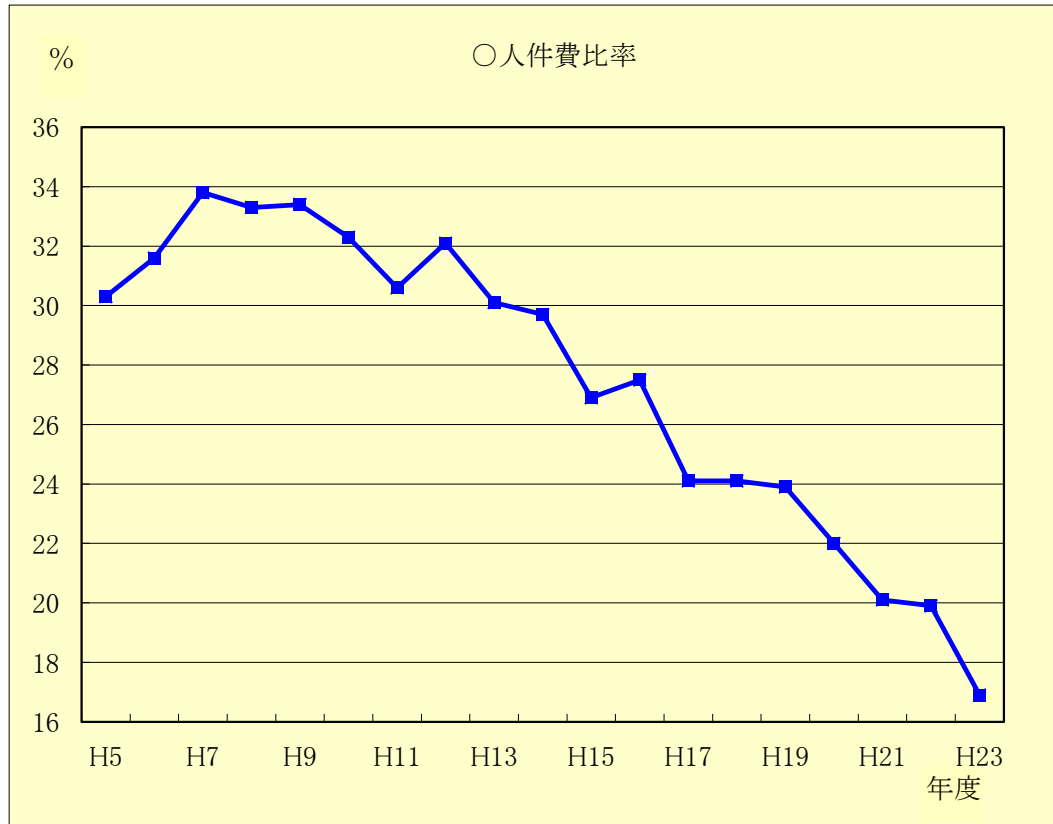
したがって、今後も人件費の更なる抑制を図るため継続した努力が必要ではあるものの、本条例案どおりに給与条例等を直ちに改正しなければならない合理的な理由が存するものとは判断できず、本条例案には反対するものである。

資料 1

人件費比率及び人件費の推移

○人件費比率

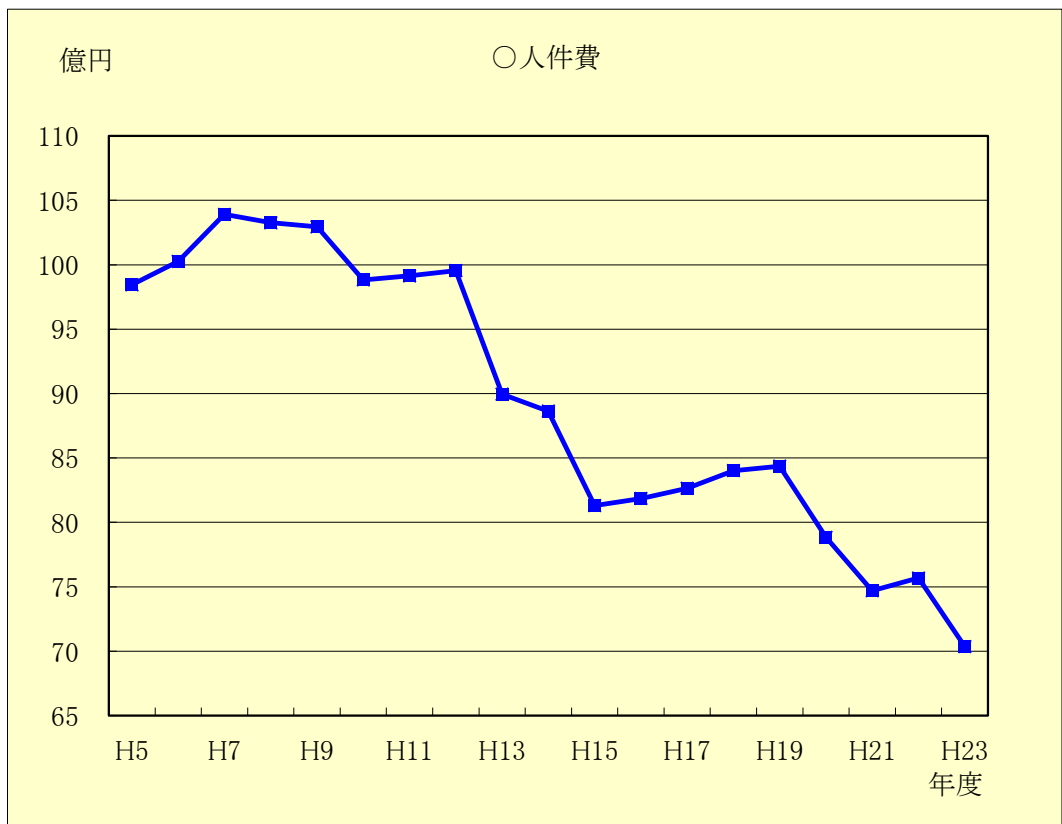
年度	%
H5	30.3
H6	31.6
H7	33.8
H8	33.3
H9	33.4
H10	32.3
H11	30.6
H12	32.1
H13	30.1
H14	29.7
H15	26.9
H16	27.5
H17	24.1
H18	24.1
H19	23.9
H20	22.0
H21	20.1
H22	19.9
H23	16.9



※普通会計－地方財政状況調査による。

○人件費

年度	千円
H5	9,844,696
H6	10,026,045
H7	10,390,746
H8	10,325,937
H9	10,294,581
H10	9,882,802
H11	9,913,301
H12	9,954,770
H13	8,995,307
H14	8,864,074
H15	8,130,647
H16	8,185,662
H17	8,264,909
H18	8,402,038
H19	8,436,587
H20	7,883,797
H21	7,469,485
H22	7,567,443
H23	7,035,575



※普通会計－地方財政状況調査による。

資料 2

26市の給料表の構造

平成24年4月1日現在

	給料表の構造
八王子市	独自表
立川市	都表
武蔵野市	独自表
三鷹市	独自表
青梅市	独自表
府中市	独自表
昭島市	都表
調布市	都表
町田市	都表
小金井市	都表
小平市	都表
日野市	都表
東村山市	都表
国分寺市	都表
国立市	都表
福生市	都表
狛江市	都表
東大和市	都表
清瀬市	都表 ※一部独自あり
東久留米市	都表
武蔵村山市	都表
多摩市	都表
稲城市	都表
羽村市	都表
あきる野市	都表
西東京市	都表

資料3

26市年齢・給料・諸手当・給与月額平均一覧

市区町村名	全職種					一般職員					一般職員のうち一般行政職				
	平均年齢	平均給料月額 A	諸手当月額 B	平均給与月額 A+B	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給料月額 A	諸手当月額 B	平均給与月額 A+B	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給料月額 A	諸手当月額 B	平均給与月額 A+B	平均給与月額 (国ベース)
八王子市	45.1	354,800	124,468	479,268	427,108	45.1	354,700	124,440	479,140	426,852	44.0	354,000	132,770	486,770	428,586
立川市	42.3	330,400	119,802	450,202	399,431	42.3	330,100	119,909	450,009	398,991	43.8	344,600	133,638	478,238	419,801
武蔵野市	41.8	329,700	134,577	464,277	406,451	41.8	329,500	134,696	464,196	406,338	41.0	329,100	146,310	475,410	411,343
三鷹市	43.1	335,100	134,140	469,240	418,818	43.1	335,000	134,093	469,093	418,636	43.8	348,600	157,921	506,521	444,846
青梅市	40.9	329,300	141,089	470,389	387,414	40.9	329,300	141,089	470,389	387,414	43.8	347,800	140,189	487,989	411,784
府中市	39.6	308,200	104,333	412,533	370,493	39.6	308,100	104,954	413,054	370,535	39.8	315,400	121,588	436,988	385,773
昭島市	45.3	350,600	96,957	447,557	421,118	45.3	350,500	96,820	447,320	421,007	44.7	349,400	102,012	451,412	422,562
調布市	40.3	319,300	132,464	451,764	391,034	40.3	319,200	132,444	451,644	390,877	40.3	322,600	146,004	468,604	400,650
町田市	41.5	327,100	149,417	476,517	409,514	41.5	326,800	149,427	476,227	409,238	42.2	333,800	148,505	482,305	417,035
小金井市	39.5	308,400	118,967	427,367	374,917	39.5	308,400	118,967	427,367	374,917	39.9	317,700	136,894	454,594	393,191
小平市	40.6	321,000	131,305	452,305	385,205	40.6	320,900	131,006	451,906	384,918	41.1	333,500	157,969	491,469	407,320
日野市	42.8	333,900	129,288	463,188	404,341	42.8	333,400	129,924	463,324	403,732	43.8	343,100	115,670	458,770	421,562
東村山市	43.3	327,300	88,814	416,114	382,844	43.3	327,300	88,814	416,114	382,844	43.6	332,000	100,357	432,357	393,804
国分寺市	42.5	329,300	106,751	436,051	405,427	42.4	329,100	106,593	435,693	405,035	42.5	334,700	115,000	449,700	417,998
国立市	41.4	321,700	121,504	443,204	395,934	41.4	321,700	121,504	443,204	395,934	41.7	325,400	125,123	450,523	406,791
福生市	42.8	332,000	97,931	429,931	407,764	42.8	331,700	97,603	429,303	407,108	42.8	334,800	99,950	434,750	412,225
狛江市	40.8	317,000	102,747	419,747	388,897	40.8	316,500	102,228	418,728	387,815	39.8	316,200	119,572	435,772	393,124
東大和市	42.5	326,900	112,342	439,242	385,800	42.5	326,900	112,342	439,242	385,800	42.3	329,400	121,167	450,567	391,775
清瀬市	46.2	338,300	100,973	439,273	409,792	46.2	338,000	100,510	438,510	408,992	45.0	337,500	109,643	447,143	415,097
東久留米市	41.4	311,900	127,065	438,965	367,367	41.4	311,700	127,146	438,846	367,154	42.9	327,200	153,350	480,550	390,587
武蔵村山市	44.4	327,900	148,882	476,782	386,713	44.4	327,900	148,882	476,782	386,713	44.8	331,800	153,580	485,380	393,334
多摩市	45.5	354,900	127,640	482,540	433,525	45.5	354,800	127,485	482,285	433,230	45.3	355,100	132,715	487,815	436,112
稲城市	40.6	315,000	135,290	450,290	387,812	40.6	315,000	135,290	450,290	387,812	40.5	318,900	109,469	428,369	396,641
羽村市	42.4	335,300	122,488	457,788	409,857	42.4	335,000	122,340	457,340	409,308	42.3	339,300	128,622	467,922	418,906
あきる野市	44.3	337,300	87,192	424,492	397,666	44.3	336,700	86,529	423,229	396,351	45.2	345,700	91,838	437,538	409,596
西東京市	43.8	327,900	116,367	444,267	398,863	43.8	327,800	116,364	444,164	398,749	43.5	332,700	131,373	464,073	409,524

※「平成23年地方公務員給与実態調査」より（報告数値の関係で団体が公表する数値と異なる場合がある。）

（注1） 平均給料月額とは、給料月額に給料の調整額及び教職調整額を加えたものであり、諸手当月額は、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。）。

（注2） 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、平均給与月額（国ベース）とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。

資料 4

退職手当の状況（平成24年4月1日現在）

市 名	定年・勸奨退職の 最高限度支給率		調 整 額			《参考》普通退職の支給率		
	(年) 勤続年数	(月) 支給率	有無	期間	ポイント単価	(月)	最高限度支給率	
						勤続年数24 年の支給率	(年) 勤続年数	(月) 支給率
小金井市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
八王子市	34	59.28	有	5年	640円	32.25	41	59.28
立川市	35	59.2				30.85	36	50
武蔵野市	35	59.28	有	5年	820円	31.6	38	59.28
三鷹市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
青梅市	35	59.2	有	20年	500円	30.85	36	50
府中市	35	59.2				30.85	36	50
昭島市	35	59.2				30.85	36	50
調布市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	41	59.2
町田市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
小平市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
日野市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
東村山市	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50
国分寺市	33	59.2	有	10年	730円	31.8	35	50
国立市	35	59.2	有	10年	1000円	30.85	36	50
西東京市	35	59.2				30.85	36	50
退手組合	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	41	59.2
東京都	35	59.2	有	20年	1000円	30.85	36	50

※ 退手組合は10市5町8村が加入（福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市及び全町村）

資料 5

過去10年間の定年退職者数と退職手当の額

年度	定年退職手当額（円）	定年退職者数（人）	平均額（円）
14	970,124,935	32	30,316,404
15	641,024,060	21	30,524,955
16	659,358,890	23	28,667,778
17	748,721,010	27	27,730,408
18	953,085,760	35	27,231,022
19	961,828,820	35	27,480,823
20	1,184,369,980	44	26,917,500
21	949,178,220	35	27,119,378
22	1,217,511,610	46	26,467,644
23	834,875,610	31	26,931,471
24 (見込み)	700,020,330	26	26,923,859

資料6

定年退職者退職手当支給状況について

(1) 定年退職者数

	平成24年度 (見込み)	平成23年度	平成22年度	平成21年度
人数 (人)	26	31	46	35

(2) 定年退職者退職手当支給額

区分	平成24年度 (見込み)	平成23年度	平成22年度	平成21年度
24,500 千円未満 (人)	2	0	0	0
24,500 千円～ (人)	1	1	1	0
25,001 千円～ (人)	11	7	21	1
26,001 千円～ (人)	4	16	16	30
27,001 千円～ (人)	0	1	1	0
28,001 千円～ (人)	2	1	1	1
29,001 千円～ (人)	1	1	5	3
30,001 千円～ (人)	5	4	1	0

総額 (円)	700,020,330	834,875,610	1,217,511,610	949,178,220
--------	-------------	-------------	---------------	-------------

1人当たり平均支給額	26,923,859	26,931,471	26,467,644	27,119,378
------------	------------	------------	------------	------------

資料 7

住居手当制度一覧表

平成24年4月1日現在
(単位:円)

	最高限度支給額	
	扶養親族あり	扶養親族なし
八王子市	12,500	12,500
立川市	12,000	12,000
武蔵野市	11,700	11,700
三鷹市	19,500	19,500
青梅市	9,500	9,500
府中市	13,900	13,900
昭島市	12,500	12,500
調布市	12,500	12,500
町田市	15,700	15,700
小金井市※1	16,300	16,300
小平市	8,500	8,500
日野市	9,900	9,900
東村山市	8,500	8,500
国分寺市	11,500	11,500
国立市	9,000	9,000
福生市	8,500	8,500
狛江市	10,500	10,500
東大和市	11,200	11,200
清瀬市	8,500	8,500
東久留米市	8,500	8,500
武蔵村山市	8,500	8,500
多摩市※2	9,700	9,700
稲城市	9,000	8,500
羽村市	8,500	8,500
あきる野市	8,500	8,500
西東京市	8,500	8,500
東京都	8,500	8,500
国	27,000	27,000

※1 小金井市:毎年1,000円を引下げ、平成27年4月1日に13,300円とすることで条例改正済み。

※2 多摩市:平成25年4月1日から8,500円とすることで条例改正済み。

資料 9

扶養手当支給額一覧表

平成24年4月1日現在
(単位:円)

	配偶者	配偶者以外	特定期間加算
八王子市	13,700	8,700	4,900
立川市	14,100	8,900	4,500
武蔵野市	15,000	9,900	4,500
三鷹市	14,600	9,500	4,800
青梅市	13,500	6,000	4,500
府中市	13,800	8,400	4,500
昭島市	13,500	7,700	4,000
調布市	13,700	8,600	4,100
町田市	13,500	8,500	4,500
小金井市	14,500	9,600	3,700
小平市	13,500	6,000	4,000
日野市	13,500	6,500	4,000
東村山市	13,500	6,000	4,000
国分寺市	13,500	8,000	2,500
国立市	13,500	7,900	3,800
福生市	13,500	6,000	4,000
狛江市	13,500	6,000	4,000
東大和市	13,000	6,000	3,700
清瀬市	13,500	6,000	4,000
東久留米市	13,500	6,000	4,000
武蔵村山市	13,500	6,000	4,000
多摩市※	13,500	7,100	4,000
稲城市	13,500	6,000	4,000
羽村市	13,500	6,000	4,000
あきる野市	13,500	6,000	4,000
西東京市	13,500	6,000	4,000
東京都	13,500	6,000	4,000
国	13,000	6,500	5,000

※ 多摩市:「配偶者以外」について、平成25年4月1日から6,000円とすることで条例改正済み。

資料 1 0 地域手当支給率一覧表

	団体支給率	国基準
	平成24年4月1日	
八王子市	12.0%	12.0%
立川市	12.0%	12.0%
武蔵野市	15.0%	15.0%
三鷹市	15.0%	10.0%
青梅市	10.0%	10.0%
府中市	12.0%	12.0%
昭島市	12.0%	12.0%
調布市	12.0%	12.0%
町田市	15.0%	15.0%
小金井市※	11.0%	10.0%
小平市	12.0%	12.0%
日野市	12.0%	12.0%
東村山市	10.0%	10.0%
国分寺市	15.0%	15.0%
国立市	15.0%	15.0%
福生市	15.0%	15.0%
狛江市	15.0%	15.0%
東大和市	10.0%	10.0%
清瀬市	15.0%	15.0%
東久留米市	10.0%	6.0%
武蔵村山市	10.0%	3.0%
多摩市	15.0%	15.0%
稲城市	15.0%	15.0%
羽村市	12.5%	6.0%
あきる野市	10.0%	10.0%
西東京市	15.0%	15.0%

東京都	18.0%	18.0%
-----	-------	-------

※ 小金井市：平成25年4月1日から10%とすることで条例改正済み。

資料 1 1

期末・勤勉手当支給月数一覧表

平成24年4月1日現在
(単位：月)

	6月			12月			3月			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
八王子市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
立川市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
武蔵野市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
三鷹市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
青梅市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
府中市	1.100	0.725	1.825	1.200	0.725	1.925	0.200		0.200	2.500	1.450	3.950
昭島市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
調布市	1.150	0.650	1.800	1.250	0.650	1.900	0.250		0.250	2.650	1.300	3.950
町田市	1.150	0.600	1.750	1.300	0.600	1.900	0.300		0.300	2.750	1.200	3.950
小金井市	1.250	0.550	1.800	1.300	0.650	1.950	0.200		0.200	2.750	1.200	3.950
小平市	1.225	0.675	1.900	1.275	0.675	1.950	0.100		0.100	2.600	1.350	3.950
日野市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
東村山市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
国分寺市	1.175	0.625	1.800	1.375	0.525	1.900	0.250		0.250	2.800	1.150	3.950
国立市	1.125	0.675	1.800	1.225	0.675	1.900	0.250		0.250	2.600	1.350	3.950
福生市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
狛江市	1.250	0.600	1.850	1.250	0.600	1.850	0.250		0.250	2.750	1.200	3.950
東大和市	1.175	0.675	1.850	1.175	0.675	1.850	0.250		0.250	2.600	1.350	3.950
清瀬市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
東久留米市	1.300	0.500	1.800	1.450	0.500	1.950	0.200		0.200	2.950	1.000	3.950
武蔵村山市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
多摩市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
稲城市	1.200	0.700	1.900	1.350	0.700	2.050				2.550	1.400	3.950
羽村市	1.150	0.625	1.775	1.250	0.625	1.875	0.300		0.300	2.700	1.250	3.950
あきる野市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
西東京市	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950

東京都	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950
国	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050				2.600	1.350	3.950

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適性化する条例に係る関係条例新旧対照表

職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については、<u>13,500円</u>とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき<u>6,000円</u>とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については、<u>13,500円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子（前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。）で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に<u>4,000円</u>を加算した額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 住居手当は、次に掲げる職員（再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）に規則で定める額を支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員</p> <p>(2) 自ら居住するために土地を借り受け、地代を支払っている職員</p> <p>(3) 自ら居住する住宅を建築又は購入するために要する住居費を借り受け、かつ、その借入金を返済している職員</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する住居手当の額は、1世帯に対し月額<u>8,500円</u>を限度とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については、<u>14,500円</u>とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき<u>9,600円</u>とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のうち1人については、<u>14,500円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子（前項ただし書の規定の適用を受ける子を除く。）で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該特定期間にある子1人につき、同項の規定による扶養手当の月額に<u>3,700円</u>を加算した額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 住居手当は、次に掲げる職員（再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）に規則で定める額を支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員</p> <p>(2) 自ら居住するために土地を借り受け、地代を支払っている職員</p> <p>(3) 自ら居住する住宅を建築又は購入するために要する住居費を借り受け、かつ、その借入金を返済している職員</p> <p><u>(4) 前3号に規定する職員のほか、自ら居住している住宅を所有している職員</u></p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する住居手当の額は、1世帯に対し月額<u>13,300円</u>を限度とする。</p>

3 省略

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、100分の125、12月に支給する場合には、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

3 省略

(期末手当)

第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には、100分の20、6月に支給する場合には、100分の125、12月に支給する場合には、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合</u>	
90日	100分の100
60日以上90日未満	100分の90
45日以上60日未満	100分の70
30日以上45日未満	100分の60
15日以上30日未満	100分の40
1日以上15日未満	100分の20

在職期間	割合
<u>基準日が12月1日である場合</u>	
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては、100分の125」とあるのは「6月に支給する場合においては、100分の60」と、「12月に支給する場合においては、100分の150」とあるのは「12月に支給する場合においては、100分の90」とする。

4 }
7 } 省略
8 }

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間における勤務した日数を、勤務の性質によつて定められた勤務すべき日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を合算した額に、6月に支給する場合においては、100分の55、12月に支給する場合においては、100分の65を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 }
4 } 省略
5 }

付 則

<u>60日以上90日未満</u>	<u>100分の60</u>
<u>30日以上60日未満</u>	<u>100分の40</u>
<u>1日以上30日未満</u>	<u>100分の20</u>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3月に支給する場合においては、100分の20」とあるのは「3月に支給する場合においては、100分の10」と、「6月に支給する場合においては、100分の125」とあるのは「6月に支給する場合においては、100分の60」と、「12月に支給する場合においては、100分の130」とあるのは「12月に支給する場合においては、100分の80」とする。

4 }
7 } 省略
8 }

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を合算した額に、6月に支給する場合においては、100分の55、12月に支給する場合においては、100分の65を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 }
4 } 省略
5 }

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年1月1日から、第3条の規定は同年3月31日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 市長は、この条例の施行後速やかに、勤勉手当の支給基準について検討し、勤務日数のみならず、勤務成績を反映させるべく、具体的方策を講ずるものとする。</p>	
--	--

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第19号）（第2条関係）

改正条例	現行条例
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 省略 (地域手当に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成24年12月31日までの間における改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の11」とする。 (住居手当に関する経過措置)</p> <p>3 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「13,300円」とあるのは、施行日から平成25年3月31日までの間は「16,300円」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年1月1日から、第3条の規定は同年3月31日から施行する。(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 省略 (地域手当に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成25年3月31日までの間における改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の11」とする。 (住居手当に関する経過措置)</p> <p>3 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「13,300円」とあるのは、施行日から平成25年3月31日までの間は「16,300円」と、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は「15,300円」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は「14,300円」とする。</p>

小金井市職員退職手当支給条例（第3条関係）

改正条例	現行条例
<p>（一般の退職手当）</p> <p>第1条の3 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、退職手当の基本額と調整額の合計は、2, 800万円を支給上限額とする。</u></p> <p><u>3 退職手当の調整額は、次条の規定に該当する場合には支給しない。</u></p> <p>付 則（抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年1月1日から、第3条の規定は同年3月31日から施行する。（以下省略）</p>	<p>（一般の退職手当）</p> <p>第1条の3 省略</p> <p><u>2 退職手当の調整額は、次条の規定に該当する場合には支給しない。</u></p>

東京都小金井市条例制定請求書

第153号

24.9.19

小金井市
收受

小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例制定請求の要旨

写

1. 請求の要旨

- (1) 小金井市職員に支給されている「退職手当」は、2年連続の引き上げで、3000万円を超える例が続出している。したがって、民間の実態に近づけるため、支給上限額を設定し、その適正化を図る。
- (2) 小金井市職員に支給されている「住居手当」は、国からの要請を無視して、住宅ローンの支払いが終わった「持ち家」にまで支給されている。したがって、「持ち家」への手当支給を全廃する。また、東京都内の自治体であるにもかかわらず、東京都職員の支給限度額を大きく上回っている。したがって、支給限度額を東京都と同額にまで引き下げる。
- (3) 小金井市職員に支給されている「扶養手当」は、東京都内の自治体であるにもかかわらず、東京都職員の支給基準を上回っている。したがって、支給基準を東京都と同じ水準まで引き下げる。
- (4) 小金井市職員に支給されている「地域手当」は、国基準である10%を超過して支給されている。このため、平成22年度、平成23年度は特別地方交付税の減額という「罰金」が科されている（本年度も科される見込みである）。したがって、すみやかに国基準に合致する水準にまで引き下げる。
- (5) 小金井市職員に支給されている期末手当は、年に3回支給されている。したがって、民間の実態に近づけるため、支給回数を削減して年に2回とし、適正化を図る。
- (6) 小金井市職員に支給されている勤勉手当は、勤務すべき日に勤務しない日数に対して、減額措置が不十分である。したがって、減額措置を厳格化する。また、現在は勤務日数にのみ基づいて支給率が決まっているが、勤務成績（業務目標に対する達成度等）に基づいて支給率を定めるべきであり、それに必要な措置を講じることを市長に求める。

2. 請求代表者

住所 東京都小金井市桜町2-12-34

職業 環境団体役員

氏名 平林 聖 ●

住所 東京都小金井市桜町2-1-21 小金井コーポラス403号

職業 福祉団体職員

氏名 前田 雄一郎 ●

住所 東京都小金井市貫井北町2-1-7

職業 会社員

氏名 眞部 一義 ●

住所 東京都小金井市東町4-8-17

職業 自営業

氏名 水野 裕之 ●

住所 東京都小金井市東町4-8-17

職業 主婦

氏名

水野美和

住所 東京都小金井市東町1-39都営東町一丁目アパート2-305号

職業 会社員

氏名

百瀬和浩

住所 東京都小金井市本町2-13-21

職業 会社員

氏名

吉田秀樹

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求
します。

2012年(平成24年) 9月19日

小金井市長 あて